

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る
移行期間中の業務の制限等に関する命令の
一部改正について

令和6年12月24日

金融庁・総務省

改正の趣旨・概要

- 金融庁は、保険会社等の中長期的な健全性をよりフォワードルッキングに把握すること等を目的とし、新たな資本規制である経済価値ベースのソルベンシー規制を令和7年度（令和8年3月期）から導入する予定としている。
- 保険業法施行規則において、保険会社は、事業年度終了後4か月以内に金融庁長官へ業務報告書を提出するよう義務付けられているが、保険会社による体制整備の状況を踏まえ、規制導入の初年度（令和8年3月期）に係る業務報告書のうち、保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に限り当該提出期限を事業年度終了後7か月以内（3か月延長）とする予定（保険業法施行規則の附則にて措置）。
- これに加えて、かんぽ生命保険は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（以下「制限命令」という。）により、事業年度終了後4か月以内に金融庁長官及び総務大臣へ業務報告書を提出することが義務付けられている。
- このため、制限命令においても同様に、令和8年3月期に係る業務報告書のうち、保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類に限り当該提出期限の延長措置を講じるもの。

（参考1）当該命令の改正案を本年10月31日～12月2日の間パブリックコメントに付したところ、当該命令の改正案に関する意見・質問は特段寄せられなかった。

（参考2）郵政民営化法第151条第2号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、同法第144条第3項に規定する内閣府令・総務省令（＝当該命令）の改正等を行うときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（適用期日）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">第一条 この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p><u>第二条</u> 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る郵政民営化法第百四十四条第一項及び第二項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書類の提出期日は、第二十六条第二項及び第四項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。</p> <p>一 第二十六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類</p> <p>二 第二十六条第四項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">[条を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

■ 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）（抄）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 （略）

二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第九項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

（業務報告書等）

第百四十四条 郵便保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況（郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の事務所（郵便保険会社に係る業務を取り扱うものに限る。）の設置状況を含む。）を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

2 郵便保険会社が保険業法第百十条第二項に規定する子会社等を有する場合には、郵便保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、郵便保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

4 （略）

■ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府令・総務省令第 3 号）（抄）

（郵便保険会社の業務報告書等）

第二十六条 （略）

2 法第百四十四条第一項に規定する業務報告書は、事業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書類、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、有価証券等に関する書類、保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類及び郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の事務所の設置状況に関する書類に分けて、保険業法施行規則別紙様式第七号（郵便保険会社が特定取引勘定を設置している場合にあっては、保険業法施行規則別紙様式第七号の二）の例により作成し、事業年度経過後四月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

3 （略）

4 法第百四十四条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類に分けて、保険業法施行規則別紙様式第七号の三の例により作成し、事業年度経過後四月以内に金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

5 （略）